

平成二十八年十月十九日提出
質問第七四号

東京オリンピックの観戦チケットに関する質問主意書

提出者 大西 健介

東京オリンピックの観戦チケットに関する質問主意書

二〇二〇年に開催が決定している東京オリンピックについて

一 右大会の立候補ファイルによると、チケットは「誰もが見ることのできる手頃な価格」に設定されることになっているが、価格についての基本的な考え方、および、価格の決定時期と決定の場所について明らかにされたい。

二 一九九八年に開催された長野オリンピックでは、チケットを単体で購入できるのは「チケットぴあ」のみだったが、

1 東京オリンピックのチケットを取り扱うことができる販売業者はどのように決められるのか。その決定過程について明らかにされたい。

2 報道では、東京オリンピックのチケットは全国のコンビニエンスストアやインターネットを通じて販売されるとのことだが、観戦チケットの販売方法および販売開始時期について明らかにされたい。

三 東京オリンピックでは「アスリート・ファースト」の考え方に立って競技団体や応援する家族に十分な配慮を行うとともに、広く国民が観戦チケットを入手できるような分配とすべきと考えるが、観戦チケット

ト分配についての基本的な考え方について明らかにされたい。

四 二〇〇〇年開催のシドニーオリンピックでは、オーストラリア国内販売分が七十五%、海外一般販売分が八%、IOCや国際競技連盟、選手等が五%、スポンサー向けが十五%、メディアが十二%という分配となっている。東京オリンピックでの国内・海外の配分および分配の方法について明らかにされたい。とりわけ、スポンサーとメディア向けの分配の割合について、どのような対応をするのか、基本的な考え方を明らかにされたい。

右質問する。